



2024年5月13日

各位

会社名 株式会社 旅工房
代表者名 代表取締役社長 岩田 静絵
(コード番号: 6548 東証グロース)
問い合わせ先 取締役執行役員 朝居 宏文
事業戦略本部 本部長

ir@tabikobo.com

債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について

当社は、2022年5月13日に公表いたしました2022年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)にてお知らせしたとおり、2022年3月期において債務超過となり、2022年6月29日に「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」を開示し、2022年8月12日、2022年11月14日、2023年2月14日、2023年5月15日、2023年8月10日、2023年11月13日、2024年2月13日に「債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について」を開示しております。

つきましては、2024年6月期第4四半期における債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 2024年6月期第4四半期決算の状況について

当社グループは2024年6月期第4四半期連結累計期間において、売上高は2,773,950千円、営業損失は246,547千円、経常損失は288,589千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は248,966千円となりました。財務面においては、2022年8月に第三者割当による第3回新株予約権を発行し、当第3四半期連結累計期間において当該新株予約権の行使により619,736千円を調達しており、更に2023年8月10日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議し、2023年10月31日に3,000,000千円の払込が完了しております。これらにより2024年6月期第4四半期連結会計期間末における債務超過判定額(純資産合計から非支配株主持分を控除した額)は2,261,914千円(前連結会計年度末は、△1,078,932千円)となっております。

2. 債務超過の解消に向けた基本方針について

2022年6月29日付「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」のとおり、当社は、事業面及び財務面での安定化を図り、持続的な収支の改善を図るとともに、資本増強に向けた施策を推進したことで、上記1.に記載の通り、債務超過は解消しております。

3. 基本方針を踏まえた取り組みの進捗状況について

①徹底的なコスト削減

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大が顕在化した2021年3月期以降、販売費及び一般管理費の見直しを行っており、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、希望退

職の実施や東京本社及び大阪支店の縮小移転等による固定費の圧縮を行ってまいりました。今後も、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるよう引続きコストコントロールを実行してまいります。

②海外旅行市場回復を見据えた収益確保の準備

当社グループは従来、海外旅行商品を強みとしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、世界各国において海外渡航制限や行動制限等の措置が取られるなど、海外旅行商品の販売に関して厳しい状況が続いておりました。しかしながら、足元の状況として、出入国制限の撤廃や新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」に移行されたことなどを受け、海外旅行需要は緩やかに回復に向かっております。このような状況を踏まえ、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大前に当社グループの収益の中で大きな比率を占めていた海外旅行商品の販売に資源を集中し、人員の新規採用や広告宣伝費の投下の拡大により、取扱高の伸長と業績の改善を図っております。

③資金の確保

2024年6月期第4四半期連結会計期間末における現金及び預金は2,512,222千円と、前連結会計年度末比1,684,313千円増加しております。資本増強のため、2022年8月に第三者割当による第3回新株予約権を発行し、当第4四半期連結累計期間において当該新株予約権の行使により619,736千円を調達いたしました。また、さらなる財務基盤安定化のため、2023年8月10日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議し、2023年10月31日に3,000,000千円の払込が完了いたしました。これにより、当第4四半期連結会計期間末における純資産は2,290,103千円と、前連結会計年度末比3,342,483千円増加しております。

以上の対応策の実施により、現時点において重要な資金繰りの懸念や債務超過は解消されております。また、当社グループが主力とする海外旅行市場におきましても、日本人出国者数が段階的に回復に向かっており、当社グループの業績は回復傾向にあります。

2024年6月期第4四半期連結会計期間末以降も事業面及び財務面での安定化を図り、2024年6月期連結会計年度末においても債務超過が解消されている状態を維持するように努めてまいります。

なお、2022年3月期の債務超過は、新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであるため、上場廃止基準（債務超過）に係る猶予期間は、1年から2年に延長されております。

以上